

史林

第參卷 第四號

大正七年十月一日發行

(通卷第十二號)

研 究

明時代に於けるマカオの貿易と其繁榮に就て

文學士 矢野 仁 一

歐人東漸の初期に於て、極東貿易に尤も活躍したのは葡萄牙人である。葡萄牙人の極東貿易は一五五七年(嘉靖三十六年)に、彼等がマカオの根據地を得てから、最も盛大を極めた。葡萄牙人がマカオに據つて、所謂室を築き、城を建て、葡萄牙專有の殖民地となすに至りしは、彼等の武力に依

つて海賊を平定し、無主權の地を獲得したるものでもなく、又支那皇帝より海賊討伐の功を表彰する爲、恩賞として給賜せられたるものでもない。廣東地方の支那官憲が海賊助勦の條件として私に提供したるものに過ぎぬ。葡萄牙人は明代を終るまで、朝貢國として待遇せられざりしことは、明史

佛郎機傳に中朝疑之過甚、迄不許其朝貢の文あるに依つて知ることが出来る。従つて其マカオに於ける貿易は、祖訓會典に名を列してある諸朝貢國の貿易の如く、公許の貿易に非ざりしことは疑を容れぬ。ジュングステットに葡萄牙人が不毛の小島マカオに占據して、支那の市場を獨占したること、七八十年に及びしことを叙し、支那商人が支那の東南海岸に出入せる外國密貿易商に對して、支那の產物製造品を運搬販賣する習慣は、一五七八年(萬曆六年)に、葡萄牙人が二百噸積から六百噸積乃至八百噸積の船を以て、廣東港に溯江することになつた後まで、持續したことが見ね、又一五五七年から葡萄牙人の廣東に出入する様になつた一五七八年まで、葡萄牙人のマカオ占據の初二十二年の間、支那商人は主としてマカオに於て、絹を以て外國の貨物と物々貿易をなし、自ら輸出入の關稅を負擔したことが見ねて居ること

を考へると、マカオは支那東南海岸の一港として葡萄牙人が廣東に出入貿易する時まで、支那商人と物々貿易をなして居た様であるが、朝貢諸國が公許の貿易に於て納むる如き、定例の貨稅を納めなかつたことは想像される。然るに葡萄牙人は一五七八年になつて、始めて廣東に往來貿易することを許さるゝ様になつたのは、如何なる理由に據つたことが明かでない。葡萄牙は前にも述べし如く、朝貢國として認められず、従つて其通商は當初嚴禁されて居たのである。併し葡萄牙人がマカオに於て行ふ密貿易は到底禁することが出来ず、地方官憲は又實際に於て、之を禁ずる必要を認めなかつた。初めは北京朝廷に對して、秘密に行はれて居たのであらうが、葡萄牙人がマカオに占據し、貿易を行つて居ると云ふことは、既に公然の事實で、北京にも分つて居るのであるから、何時までも密貿易を默許すると云ふ有様に放置すること

とは、徒らに巨額の關稅を抛棄するもので、無益のことであると云ふ考へより、遂に此年になつて朝貢諸國の貿易に公開されて居る廣東に出入し、納稅の上、貿易せしむることを得策とするに至つたものかも知れない。

(3) ジュングステットに據ると、當時葡萄牙の廣東貿易は頗る盛んなもので、葡萄牙人は歐羅巴より毛織物、印度より琥珀、珊瑚、象牙、白檀、銀塊銀貨等、就中多量の胡椒を輸入した様である。ジュングステットはフアリア・イ・ソウサ Faria Y Sousa の記事に據り、當時葡萄牙人の毎年支那より輸出したものは、絹五千三百箱に達し、每箱繻子、緞子一百卷、薄織物百五十卷より成つて居たことを述べ、又マルテイノ・マルトイニ Martiniho の支那地理志に據つて、當時葡萄牙人の毎年絹千三百箱、每個重さ十兩の金塊二千二百個乃至二千五百個、麝香八百斤の外、眞珠、寶玉、砂

糖、磁器等を輸出したことを記して居る。葡萄牙は此廣東貿易に於いて、どう云ふ譯か遙かに他の朝貢諸國の及ばざる恩惠特典を受けて居た様である。ジュングステットに一五七九年以來、葡萄牙人は廣東に於て輸出稅を納めなければならぬ様になつたことを述べ、當時葡萄牙人の納めし輸出稅は、細絲每擔十二錢、粗絲每擔八錢、其他の商品は凡べて每擔二錢で、十八世紀末の殖民大臣マルテイニョー・ド・メルロカストロ Martinho de Melo Castro 覺書の所說にして信ずべしとせば、葡萄牙人が廣東に於て購買し、マカオに輸送する各種の貿易品に對し、他の外國人の納むる關稅より三分の二を減じたる關稅を納むることを許されて居たのであると言つて居る。

(4) 輸入稅に就ては詳しいことは分らない。ジュングステットに輸入貨物は評價され、關稅は一五八二年(萬曆十年)に、銀貨上納の拒絶さるゝに至り

しまで、銀貨で上納されしことを述べてあるが、此銀貨關稅は葡萄牙人の廣東に輸入せる貨物に對して課せられしものであることは明かである。當時朝貢國貢船以外蕃商私齎の入市に就ては、十分抽二の輸入貨稅を課することになつて居た様である。然るに葡萄牙が一五八二年まで銀貨を以て輸入稅を納めて居たと云ふことは、會典にある諸蕃國の市舶になき所であつて、それは葡萄牙の市舶入市を許すと云ふことは、會典に其例なく、從つて其輸入貨物の關稅に就ても、規定を缺いて居るが爲めであるまいか。一五八二年になつて、どう云ふ事情か分からぬが、葡萄牙の貿易も、諸蕃國同様、貨物抽分の例に服することになつた様である。葡萄牙は明の一代を通じて、朝貢國の待遇を與へられなかつたが、此年以來一時ではあるが、朝貢國同様其貿易は正式に公認せらるゝことになつた譯である。

萬曆四十二年(一六一四)海道俞安性が條具して石に勸したと云ふ葡萄牙人に對する五事(7)の禁令の中に、禁_レ接_二買私貨_一、凡夷趁_二買貨物_一、俱赴_レ省公賣輪餉、如有_二奸徒_一、潛運到_レ澳與_レ夷、執_二送提調司_一報遣、將_二所獲之貨_一、盡行_レ給_二賞首報者_一、船器沒_レ官、敢有_二違_レ禁接買_一、一併究治の一條あり。當時葡萄牙人が廣東に於て正稅の貿易を行つて居た外に、マカオに於て支那人と私に行つて居た密貿易を禁せんとしたものの様である。

葡萄牙人が廣東に於て貿易を許さるゝに至りしことは、マカオの繁榮の基礎で、葡萄牙は之に依つて支那の對歐貿易を特占したのみならず、其有利な日本貿易も之が爲めに非常の便宜を得たのである。だから葡萄牙人も此廣東貿易を維持するが爲めには、非常に苦心した様である。(8)トリゴウルトに、伊太利ナポリの耶蘇會宣教師ルツジエロ Miguél Ruggiero (羅明堅)の始めてマカオに至り

廣東に入らんとせん頃(一五七九年乃至一五八一年)、葡萄牙人は廣東に於て非常な謹慎遠慮を以て貿易を行ひつゝありしことを述べてあるジュングステットに、一五七八年(萬曆六年天正六年)以來葡萄牙は廣東に通商を許さるゝことになり、マカオ元老院より廣東に於て葡萄牙の商務を管理すべき委任を受けた葡萄牙商人等は、毎年廣東の支那行政官に四千兩の賄賂を贈遣し、又輸出貨物の船積發送を終りし時、殆んど其倍額の贈遣をなせしことを記述して居る。

一五七八年葡萄牙は廣東に通商を許さるゝことになつたのであるが、其後五十餘年にして再び廣東より驅逐さるゝことになつた。⁽¹⁰⁾ ジュングステットに其理由を説明し、葡萄牙人が廣東に於て通商を公許されて居るに拘らず、多數の葡萄牙密貿易船は、關税を免るゝ爲め、支那官憲の抗議に拘らず、沿岸各地に出沒することを止めず、偶々之に

従事する葡萄牙人の縛に就くものあれば、葡萄牙人は地方政府に此處罰權なきを訴へ、嚚々其釋放を求めて已まず、紛争喧擾果しなかりしを以て、終に一六三一年(崇禎四年)廣東港が葡萄牙船舶に閉鎖さるゝ結果となつたのであると言ひ、一六三七年(崇禎十年)マカオより廣東に派遣されし六人の委員は、葡萄牙人の爲めに廣東貿易の許可を懇請したるも容れられず、廣東の官憲等は却つて支那帝に葡萄牙人の欲望飽くなく、不毛の荒地に過ぎざりしマカオも城壁を以て固められ、驕民を以て充されたる一敵國となりしことを擧げ、宜しく葡萄牙人に給するに必要な糧食薪水を以てし其廣東貿易は之を禁せざるべからざることを上奏し支那帝の之を裁可し、葡萄牙人の廣東貿易禁止を命じたる諭旨は、一六四〇年(崇禎十三年)六月十一日、マカオに通達せられしことを述べて居る。⁽¹¹⁾ 皇朝文獻通考、清の順治四年八月廣東總督修養申

の疏言に、佛郎機國人、寓居壕鏡澳^一與粵商^二互市、於明季^三已有^四歷年^五、後因^六深入^七省會^八、遂飭禁止、請嗣後仍準^九蕃舶^十通市、從^{十一}之、自是每歲^{十二}通市不絕、惟禁入^{十三}省會^{十四}の文あり。皇朝政典類纂に皇朝文獻通考を引用し、戶部は修養申の上奏に對して、通商を許して富國の謀をなさんとする修養申の意見は可なるも、省會に深入して、變亂を激したる前事に鑑み、仍ほ明末崇禎十三年(一六四〇年)入省を禁じたる例に照して、止だ商人をして貨物を携へてマカオに至り、葡萄牙商人と貿易するを得しめんと覆奏し、裁可を蒙りしことを述べてある。皇朝文獻通考には見當らないが省會に深入して變亂を激生したる前事とは、一六三七年(崇禎十年)英吉利のウエツデル(Captain John Weddell)艦隊が廣東省城に進航したる事件を指すもので、此事件は頗る支那人をして、外人の覬覦を疑はしめ、崇禎十三年即ち一六四〇年、英吉利

人に報うる所以を以て、葡萄牙人に報うるに至らしめた様である。和蘭人が通商を請ひし時も支那は之を理由として拒絶したことは、明史和蘭傳に見て居る。一六三七年(崇禎十年)マカオ派遣の委員は、蓋し廣東に於て英吉利の禍心を包藏することを讒訴し、葡萄牙の利益を圖らんとしたるものならんも、却つて支那人をして葡萄牙の禍心をも、合せて疑はしむるに至り、一六四〇年(崇禎十三年)廣東官憲の上奏となり、葡萄牙人廣東貿易禁止の上諭となつたもの、様である。

一五七八年より一六四〇年まで、即ち葡萄牙人が廣東の通商を許されし時代は、マカオの最も隆盛を極めし時代で、マカオの葡萄牙人は、當時支那歐羅巴間の貿易を特占して居たのみならず、又支那及び日本マニラ間の貿易をも特占して居たのである。即ちマカオの葡萄牙人は、廣東に於て支那の貿易市場を特占し金、生絲、絹織物等を廉買し

之を日本に輸送し、銀、小麦、漆器、船材等と交換し、巨利を獲たのである。(13) ケムプエルの(14) 日本史に一六一一年より一六四一年頃までは、葡萄牙人の貿易が隆盛を極めし時で、生絲、絹織物は當時に於ても、ケムプエル自身の時と同様に、人口多き日本に於て盛んな需要があり、さうして葡萄牙人は此需要品の供給上、最も便宜な地位を占めて居つたのである。此點に於て和蘭人は到底葡萄牙人に及ぶ所でなかつた。和蘭は當時もケムプエルの時の如く、支那及び支那と同様に精良なる絹産地として知られて居る支那近傍の諸國に於て、一定の居留地を有せず。支那は當時外國人との貿易を嚴禁せる明の時代にして、支那人は外國に出で、支那固有の物産を輸出販賣することを禁ぜられて居たので、和蘭人の支那人より手にすることを得る絹としては、實に寥々たる零星の額に過ぎない。それも密貿易に依つて、纔かに之を得るものであ

る。和蘭人自ら支那の海岸に行つて、之を得ると云ふことは、全く不可能であつた。葡萄牙人は之を反して、支那所屬のマカオ島に殖民地を有して居たので、此の貴重にして、而かも當時最も有利の貿易品たりし絹を手にし得る機會は、最も多かつたのであると云ふ様なことが述べてある。此ケムプエルの記事と、ケムプエルに據らず日本に居住せる宜教師の著書に據つたと言つて居るジュングステットの記事とを合せ考へると、當時支那の絹は葡萄牙の日本貿易の主要品であつた様に思はれる。(15) ジュングステットに據ると、マカオの葡萄牙人は毎船絹織物の外、千五六百擔の生絲を日本に輸出したと云ふ事である。

マカオは日本の貿易に依つて、非常の利益を得しことは、ケムプエルに葡萄牙人の日本貿易は日本の金と歐羅巴及び印度の珍奇品、醫藥、毛織物其の他の物品を交換するにあり。彼等に依つて毎

年日本より輸出せられし金は、三百噸即ち三百萬磅に超ね、輸入貿易の利益は少くも十割即ち一倍を下らず、輸出貿易の利益も著大なりしが故に若し葡萄牙人をして、此の日本貿易を其盛んな頃の様な状態に於て、猶ほ二十年も引續き行ふことを得しめたならば、マカオはソロモン時代のジェルサレムの如く、非常に多量な金銀を注入するを得非常の富を蓄積するに至つたであらう。日本貿易の衰頹時期、一六三六年(寛永十三年)に於てすら、長崎からマカオに向ひし四艘の葡萄牙船は、二千三百五十箱即ち二百三十五萬兩の銀を輸出したと云ふ記事が見えて居るにて知ることが出来る。殆んど同様の記事が⁽¹⁶⁾ジェングステットにも見えて居る。即ち葡萄牙人は歐羅巴及印度より各種の毛織物綿布、藥劑、香料、藥味、洋酒類并に世界の珍奇品を輸入し、嘗てリアムポー Liampo

(寧波府附近)の葡萄牙人が得たと言はれて居る二

三十割の利益はなかつたにしても、少くも十割の利益があつたことは、ケムプエルの記事でも知られる。日本より輸出せるものは主として金銀銅であつたが、ケムプエルの日本貿易衰頹時期、一六三六年に於て、日本より輸出せる銀二百三十五萬兩は、貿易隆盛時期の銀輸出額の二分の一である。と云ふ記事が眞ならば、一時日本より輸出する金銀は、四百五十萬兩に及んだ筈であるから、此利益も亦莫大であつたと云ふ記事である。⁽¹⁷⁾セメドールにも、マカオ・マニラの貿易も、頗る重要であつたが、マカオ日本間の貿易は、殊に重要で之に對する一割の關稅で、王の收入は毎年數千クラウンに上りしことを記して居る。日本貿易の外マカオの繁榮富盛を致した重要な原因は、マカオの葡萄牙人が、支那マニラの貿易を特占して居たことである。

一五八〇年(萬曆八年)西班牙王フィリップ第二

が、葡萄牙王位を相續し、二國は一君位の下に合併するに及び、マニラ總督は、直接に支那と通商せんとし、ドミニカン會教士をして、マカオ及び肇慶府にありし耶蘇會教士を動かして、依つて廣東の官吏に説き、北京に使節を派遣せんとせし時、耶蘇會教士は、マカオが極東に於ける天主教布教の根據地となり、其居留葡萄牙人が、天主教の保護者たる葡萄牙王の意を受けて、熱心に其布教事業を保護したる恩を忘れず、西班牙人が其ペルに有する金鑛の富を以て、支那貿易の競争に加らんが、忽にして支那商品の價格を暴騰せしめ、葡萄牙貿易破滅の結果を來すべしとの、マカオ葡萄牙官憲の懇望に耳を傾け、葡萄牙の利益の爲めに、廣東の支那官憲に説き、其盡力に依つて、遂に西班牙朝の貢及び入國を禁ずるの上諭を見るに至つたことは、トリゴウルト等に見えて居る。

(18) ジュングステットは一五八三年(萬曆十一年)西

葡間の平和條約に依り、西班牙王は印度及び從前葡萄牙領にして、新に西班牙の下に立つに至りし各地方に對する貿易を、獨り葡萄牙人に限つて、之を許すこととし、且つ其西班牙、ペル及びマニラと自由に通商するを許したること、マカオの商人は、其廣東貿易の特占權を維持するが爲め、慮東に來航せんとする西班牙船あれば、百方之を妨害し、之に暴力を加うることを憚らず。能く或る時期の間、獨り印度及び支那の商品を以て、マニラに供給する地位を擁護するを得たることを述べて居る。ジモス(20)も葡萄牙の記録に據り、西班牙王フィリップ第二は、マカオが西班牙の行政の下に立つことを避くる爲めに更定したる自治制を承認し、マニラに支那の生産品を輸入するには、必ずマカオを経由し、葡萄牙人の船舶に依らざるべからざることとし、以てマカオの葡萄牙人の權利、利益を保護し、其極東貿易の專占權を擁護し、西

班牙人の支那貿易に與ることを禁じたこと、一五九五年(萬曆二十三年)西班牙王は印度總督宛の書に於て、前年に於てフイリツピン及び墨西哥の對支那貿易は、總督の指摘せし如く大に葡萄牙の利益を阻害するものとして、禁止せられしことに言及し西班牙の一船舶が巨額の銀貨を載せて、西班牙商人の爲めに、支那の商品を購入する目的を以て、マカオに航渡せしことに就て、不快の情を言明しマカオの葡萄牙人の爲めに、此貿易を留保する爲め、如何なる手段を用ゐても、西班牙人をし此貿易に與るを得ざらしむべきことを命じたことを記して居る。

一五九八年(萬曆二十六年)マニラ總督の使節ザムディオが、Juan de Zamudio(Du Juan de Zamudio) 西班牙人の爲めに直接に支那通商の道を開かんとし、廣東に於て支那の總督と商議し、廣東より十二リーグの距離にある地に於て、西班牙人

のピナル Pinal(Pinhal) と稱する一互市場を得たる時、マカオの葡萄牙人は大に憤激し、當時ゴアよりマカオに來航したる葡萄牙提督ドム・パウロ Dom Paolo はザムディオに西班牙人のピナルに通商することの非理を抗議し、又支那官憲にピナルより西班牙人を驅逐し、若しくは葡萄牙人の之れを驅逐することを許さんことを求めて、皆拒絶されたことは、⁽²²⁾ ジュングステット及び⁽²³⁾ ジェススに見えて居る。支那官憲のピナルを西班牙人の貿易に開き、葡萄牙提督の閉鎖の要請を拒絶したるは之れを以て西班牙貿易の根據地たらしめんとの趣意に非ず。却つて葡萄牙以外西洋諸國の貿易を認めず、西班牙人を葡萄牙人と混同し、フイリツピンの西班牙人と、マカオの葡萄牙人の抗争を以て、其内争と思惟し、之を利用して之を制馭せんとしたもの、様である。明史呂宋、佛郎機、和蘭各傳皆香山澳に市し、呂宋に占據したるものを以て、

同一の佛郎機となして居る、西班牙人がピナルを得るに當つても、之を藉て辞としたる様である。夏燮の中西紀事にも、諸蕃之來者以澳夷爲東道主、又假其名號以入市と言つてある。ピナルはジュングステットに、⁽²⁴⁾モルリソンの説として支那の南海岸廣東の東、程遠からぬ支那名ピンハイ Ping hae と稱する地で、歐羅巴人の現にハーレム灣 Harlem bay と稱する一灣江の外國音なりと言つて居る。兎に角支那の史籍に於て、之に相對すべき地名を發見することが出来ないことを考へると、其途に見るべき發達をなさずして終り、マカオのマニラ支那間の貿易を特占せる地位に變動を來さなかつたことは想像される。

⁽²⁵⁾セメドローに、十七世紀の初め彼の支那にありし當時、マカオの繁榮は驚くばかりにて、其の明帝より海賊討伐の報賞として、葡萄牙人に與へられし當初に於ては、殆んど其價值なく、何人も自由

に其欲する所に隨つて、占有することを得たる土地も、驚くべき騰貴を見、殆んど信すべからざる程の高價を以てするに非れば、マカオの市街に於て、宅地を得ること殆んど不可能となつたこと、當時印度に於て到る處葡萄牙の貿易が衰頽せるに拘らず、マカオの貿易は其反比例に、日一日隆盛となり、人民の富は益々増加したので、和蘭人は之を嫉み、葡萄牙人に取つて代らんとし、一六二二年マカオを襲撃するに至りしことが見て居る。

かく隆盛を極めたマカオの貿易も一六四〇年頃から衰頽し始めた。⁽²⁶⁾マルテインの「支那」に東印度會社船ヒンド Hinde 號船荷上乗人等 (Supercargo) の書簡に、この頃マカオの葡萄牙人は嘗て日本、マニラ等の貿易に依つて得た利益を失つて疲弊を極めて居ることを述べてあることが見れ、⁽²⁷⁾ダンヴァースに、一六四八年頃マカオの貿易が非

常に衰へ、此の年ドム・ブラズ・カストロがD. João Braz de Castro マカオ殖民地指令官に任命されし時、マカオの窮乏甚しく、且つ其人民の亂を好むを辭として拒絶したと云ふ記事が見えて居る。²⁸⁾ ジュングステットに、一六八五年(清康熙二十四年)マカオに於て、資本薄く信用少き商人等は、僅二十艘の船を所有するに過ぎざりしことを記して居る。

マカオ衰頹の主要なる原因は何であらうか。上に述べた如く、一六三一年以來葡萄牙人の廣東貿易は閉鎖されたけれども、葡萄牙人は賄賂に依つて、事實上廣東貿易を繼續することが出来た様である。葡萄牙人の廣東貿易は規則の上でのみ禁止されたもので、實際に於て葡萄牙人は所謂内河航路により、マカオ廣東間を往來して、自由に廣東ト出入して貿易を営みしことは、ジュングステットの記事に依つて知ることが出来る。一六三七年

頃葡萄牙人は其マカオへ輸出する支那商品に對して、毎年二萬二千兩の税額を納めたと云ふことである。葡萄牙人は廣東貿易を特占せるが爲に、非常の利益を得て居る譯であるから、廣東貿易の禁止は葡萄牙人に取つて非常なる大事であるが、葡萄牙人は賄賂請託等の方法によつて實際の利益を得さへすれば、形式上の權利は強ひて争ふに足らずと考へて居つたものゝ様である。明末支那政府のマカオに對する猜疑と抑壓との甚しかりしに拘らず、マカオの繁榮は之が爲に非常な影響を受けられた様には考へられない。

それよりもマカオ衰頹の主要なる原因は、マカオ繁榮の主要の原因をなして居る日本及びマニラの貿易が出来なくなつたと云ふ事であらう。廣東貿易の主要な意味も、日本及びマニラの貿易が出来なくなつた後其大半を減じたのである。²⁹⁾ ナザアレットにマカオが日本及びマニラとの貿易に

依り、非常に繁榮し、非常に富裕となり、日本の貿易が廢して衰頽が始まり、マニラの貿易が止みて衰頽の極に達したと述べてある。⁶⁾ リース先生の葡萄牙人日本放逐の原因にも、マカオが日本貿易の廢止以來、衰頽して今日見るが如き状態に陥つたことを述べてある。

葡萄牙人が日本の貿易を禁止するゝことになつたのは、一六三九年(崇禎十二年日本寛永十六年)で尋で一六四〇年に至り、葡萄牙と西班牙との君位合同は破れ、葡萄牙は再びブラガンザ家の王位の下に獨立し、従つてマニラも葡萄牙人の貿易に閉鎖するゝことになつた。

- 1) Ljungstedt; An historical Sketch of the Portuguese settlements in China. P. 82.
- 2) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 89.
- 3) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 82.
- 4) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 90.
- 5) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 90.

- 6) 澳門紀畧官守篇、提舉市船司、天下郡國利病書卷一百二十海外諸番互市抽分則例、大明會典卷一百一十一、禮部六十九給賜二參照
- 7) 澳門紀畧官守篇
- 8) Nicolas Trigault; Histoire de l' Expedition Chrestienne au Royaume de la Chine. Tom. II pp. 134, 135.
- 9) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 89.

- 10) Ljungstedt; *Ibid.*, P. 83.
- 11) 皇朝文獻通考卷二百九十八醫考、佛郎機
- 12) 皇朝政典類纂卷一百十八
- 13) Ludwig Riess; Die Ursachen der Vertreibung der Portugiesen aus Japan. (1614—1639) S. 19.
- 14) Kämpfers History of Japan. 1906, Glasgow. Vol. II, P. 216.
- 15) Ljungstedt; *Ibid.* pp. 116, 118.
- 16) Kämpfers; *Ibid.* Vol. II, pp. 157, 158.
- 16b) Ljungstedt; *Ibid.* pp. 118, 119.
- 17) Alvarez Senedof; (參德照) Relazione della grand monarchia della Cina. 1642, madrid, Eng. Trans., 1655. Part II, Chap. I.

- 18) Trigault; *Ibid*, Liv. II, Chpa. VII.
 Huc; *Christianity in China etc.* Vol. II, Chap. II.
 Jesus; *Historic Macao*, 1902. P. 45
- 19) Ljungstedt; *Ibid*, P. 121.
- 20) Jesus; *Ibid*, P. 46.
- 21) Archivo Portuguez Oriental. fase III. Part I.
- 22) Ljungstedt; *Ibid*, P. 22.
- 23) Jesus; *Ibid*, PR. 46, 47.
- 24) Morrison; *Companion to the Anglo-Chinese Calendar* 30) Riess; *Ibid*, S. 27.
- 25) for 1832, (Ljungstedt; *Ibid*, P. 22.)
 Samedo; *Ibid*, Part II, Chap. I.
- 26) Montgomery Martin; *China etc.*, Vol. II. P. 7.
- 27) Danvers; *The Portuguese in India*. Vol. II. P. 291.
- 28) Ljungstedt; *Ibid*, P. 85.
- 29) Navarrete; *An Account of the Empire of China* (China's Voyages and Travels. Vol. I) Book VI, Chap. XVII, P. 265.

都市としての鎌倉

文學士 川 上 多 助

一 緒 言

相模國鎌倉郡鎌倉郷の初めて歴史に知られるのは天平七年の相模國封戸租交易帳である。同帳に據れば當時鎌倉には從四位下高田王の食封が三十戸あつて、輸租、不輸租の田合計百三十五町百九歩の中、輸租田百五町二段の租一千五百七十八束

を折半して、一半は之を國衙に納め一半は之を高田王に納めて居つた。而して同交易帳に載する十二郷の中で、鎌倉は封戸の數最少く、其田積もまた少い方に屬するものであるから、縱令鎌倉が古來當國の名邑たるを信せしむる理由があるにして、少くとも奈良時代に於ては地方的にも繁華な